

## 上場デリバティブ清算業務における緊急取引証拠金制度の見直しに係る制度要綱

2020年1月30日  
株式会社日本証券クリアリング機構

### I. 趣旨

当社は、上場デリバティブ清算業務について、日中取引証拠金制度及び特定先緊急取引証拠金制度等の導入により日中や夜間における清算参加者に対するリスク管理制度の強化が図られたことを踏まえ、現在、前日から当日までの相場変動に基づき発動を判定している緊急取引証拠金制度に関して、当日中における日中取引証拠金制度による捕捉以降の相場変動に基づき発動判定を行うように改める。

また、株式会社日本商品清算機構との清算機能の統合に伴い、新たに商品市場の清算業務を開始することから、緊急取引証拠金の発動基準として商品市場の相場変動を追加する。

### II. 概要

項目	内容	備考
1. 緊急取引証拠金の発動判定対象値段の見直し	・ 国債証券先物取引又は指数先物取引のうち当社が定める限月取引について、午後1時における立会による直前の約定値段（約定数値）と当該取引日の日中清算値段（日中清算数値）との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合に緊急取引証拠金を発動することとする。	・ 現行は、午後1時における立会による直前の約定値段（約定数値）と前取引日の清算値段（清算数値）との差により判定。
2. 緊急取引証拠金の発動判定対象取引の追加	・ 緊急取引証拠金の発動基準として、 貴金属先物取引又は石油先物取引のうち当社が定める限月取引について、午後1時における立会による直前の約定値段と当該取引日の日中清算値段との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合を追加する。	・ 現行は、国債証券先物取引及び指数先物取引のみ。 ・ 相場がいずれかの発動基準に該当した場合、全ての清算資格について緊急取引証拠金の発動対象とする。
3. 実施日	・ 東京商品取引所から大阪取引所への商品デリバティブの移管及び清算機能統合（2020年7月を目途）にあわせて実施する。	

以上